

関与先が活用可能な各種補助金

事業承継・引継ぎ補助金をはじめとした各種補助金の概要

2023年4月5日



認定経営革新等支援機関

日税経営情報センター

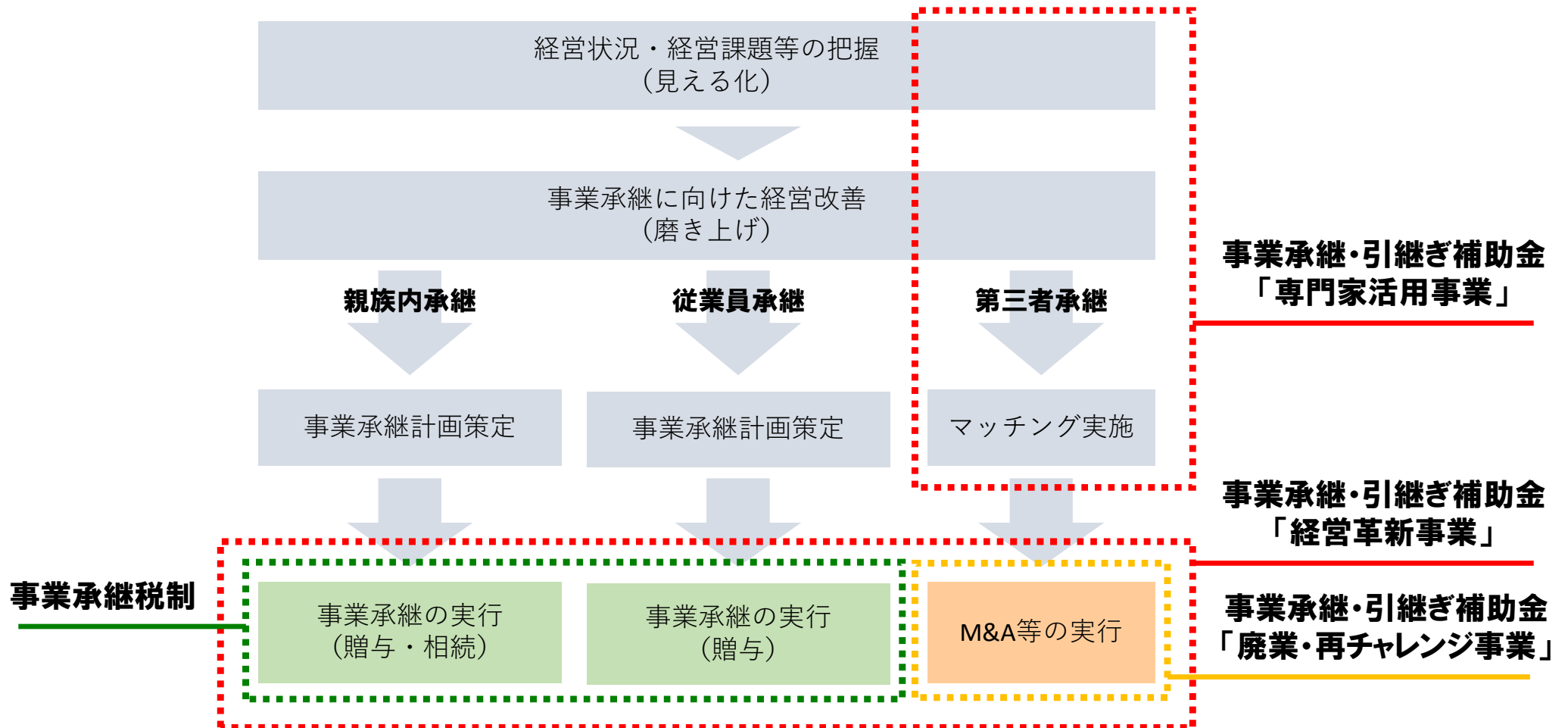
■事業承継関連	
• 補助金等一覧	・・・ 2
• 事業承継関連 各補助金等の関係	・・・ 3
• 事業承継・引継ぎ補助金	・・・ 4
• 事業承継・引継ぎ補助金「専門家活用事業」	・・・ 6
• 事業承継・引継ぎ補助金「経営革新事業」	・・・ 7
• 事業承継・引継ぎ補助金「廃業・再チャレンジ事業」	・・・ 10
• 事業承継税制（特例措置）	・・・ 14
■事業再生関連	
• 経営改善計画策定支援（通常枠）	・・・ 19
■設備投資・業務効率化	
• 事業再構築補助金	・・・ 23
• ものづくり補助金	・・・ 27
• IT導入補助金	・・・ 31
• 小規模事業者持続化補助金	・・・ 35

※ 本資料は、令和5年（2023年）3月23日時点の各補助金等の公募要領を基に作成しています

※ 各公募要領から抜粋して作成しているため、詳細は各公募要領をご確認ください

名称	補助金の対象	補助上限額と補助率の一例	支援機関
事業承継・引継ぎ補助金 「専門家活用事業」	M&A（合併・買収）前に生じるFA・M&A仲介業者に支払う費用などが対象	600万円 2/3	M&A支援機関 登録制度
事業承継・引継ぎ補助金 「経営革新事業」	事業承継後、譲り受けた経営資源を活用して経営革新に取り組む費用	600万円 1/2	認定支援機関
事業承継・引継ぎ補助金 「廃業・再チャレンジ事業」	事業承継に伴う廃業に要した費用	150万円 2/3	認定支援機関
事業承継税制(特例措置)	後継者が株式等を贈与・相続により取得した場合の贈与税・相続税	贈与税・相続税 の納税猶予	認定支援機関
経営改善計画策定支援 (通常枠)	金融機関から支援を受けるための経営改善計画策定に要する費用	310万円 2/3	認定支援機関
事業再構築補助金	コロナ禍における売上高減少からV字回復するための事業再構築に伴う費用	2000万円 2/3	認定支援機関
ものづくり補助金	革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセス改善に伴う費用	750万円 1/2	認定支援機関
IT導入補助金	業務プロセスのIT化やサイバーセキュリティ対策に伴う費用	150万円 1/2	IT導入支援事業者
小規模事業者持続化補助金	小規模事業者の販路開拓等、併せておこなう業務効率化の取組の費用	50万円 2/3	商工会・商工会議所

- 事業承継・引継ぎ補助金「**専門家活用事業**」 → **M&Aのマッチングまで**
- 事業承継・引継ぎ補助金「**経営革新事業**」 → **全事業承継の引継後に適用**
- 事業承継税制 → **親族内承継・従業員承継に適用**



事業承継・引継ぎ補助金

※ 本資料は、「事業承継・引継ぎ補助金（5次公募）」の公募要領を基に作成しています

申請受付期間	■ 専門家活用事業	令和5年3月30日～令和5年5月12日 17:00
	■ 経営革新事業	令和5年3月20日～令和5年5月12日 17:00
	■ 廃業・再チャレンジ事業	令和5年3月20日～令和5年5月12日 17:00
問い合わせ先	■ 専門家活用事業	TEL：050-3615-9043
	■ 経営革新事業	TEL：050-3615-9053
	■ 廃業・再チャレンジ事業	TEL：050-3615-9043

➤ 5次公募の申請締切は5月12日 補助事業期間は約7ヵ月間



➤ 同一のM&A案件において、買い手と売り手それぞれが申請可能

専門家活用事業の類型

買い手支援型(Ⅰ型)

事業再編・事業統合に伴い株式・経営資源を譲り受ける予定の中小企業等を支援

売り手支援型(Ⅱ型)

事業再編・事業統合に伴い株式・経営資源を譲り渡す予定の中小企業等を支援

補助対象経費（買い手支援型と売り手支援型に共通）

委託費	M&A支援機関登録制度に登録されたFA・仲介業者が支援したものに限る
システム利用料	M&Aマッチングサイト等の登録料、利用料、成約手数料
保険料	表明保証条項違反による損害等の補償目的とする保険契約等
謝金、旅費、外注費	

補助上限額、補助率等

類型	補助下限額	補助上限額	補助率
買い手支援型	50万円	600万円	2/3
売り手支援型			1/2 2/3（直近決算期の営業利益または経常利益が赤字、または物価高の影響により営業利益率が低下の場合）

- 親族内承継、従業員承継、M&Aに加え、「創業」も対象となる
- 補助対象事業は、承継者が引き継いだ経営資源を活用しておこなう経営革新

類型の概要

創業支援型（Ⅰ型）	<p>創業を契機として、引き継いだ経営資源を活用して経営革新等に取り組む者</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 事業承継対象期間内に法人の設立、または個人事業主としての開業 ● 創業にあたって廃業を予定している者から、経営資源を引き継ぐ
経営者交代型（Ⅱ型）	<p>親族内承継や従業員承継等の事業承継を契機として、経営革新等に取り組む者</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 個人事業主への事業譲渡 ● 同一法人内での代表者交代
M&A型（Ⅲ型）	<p>事業再編・事業統合等のM&Aを契機として、経営革新等に取り組む者</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 株式譲渡や事業譲渡、吸収分割などによりM&Aを実施

補助対象事業

必須要件（1）引き継いだ経営資源を活用した経営革新等に係る取り組み

必須要件（2）5年間の補助事業計画において生産性向上要件（付加価値額の伸び率3%/年）を達成する計画

必須要件（3）下記内容のいずれかを伴う経営革新的な事業であること

デジタル化に資する事業	<ol style="list-style-type: none"> ① DXに資する革新的な製品・サービスの開発 ② デジタル技術を活用した生産プロセス・サービス提供方法の改善等
グリーン化に資する事業	<ol style="list-style-type: none"> ① 温室効果ガスの排出削減に資する革新的な製品・サービスの開発 ② 炭素生産性向上を伴う生産プロセス・サービス提供の方法の改善
事業再構築に資する事業	「新分野展開」「事業転換」「業種転換」「業態転換」いずれかに該当

➤ 補助事業期間内に契約・発注をおこない、支払った経費

補助対象経費

店舗等借入費	店舗・事務所・駐車場の賃借料・共益費・仲介手数料
設備費	店舗・事務所等の工事、機械器具など調達費用
原材料費	試供品・サンプル品の製作に係る経費（売上原価は対象外）
産業財産権等関連経費、謝金	補助対象事業実施における弁理士費用、専門家に支払う経費
旅費、会場借料費	販路開拓を目的とした国内外出張費、一時的な会場借料費
マーケティング調査費、広報費	自社でおこなうマーケティング調査、広報に係る費用
外注費、委託費	業務の一部を第三者に外注・委託するために支払われる経費

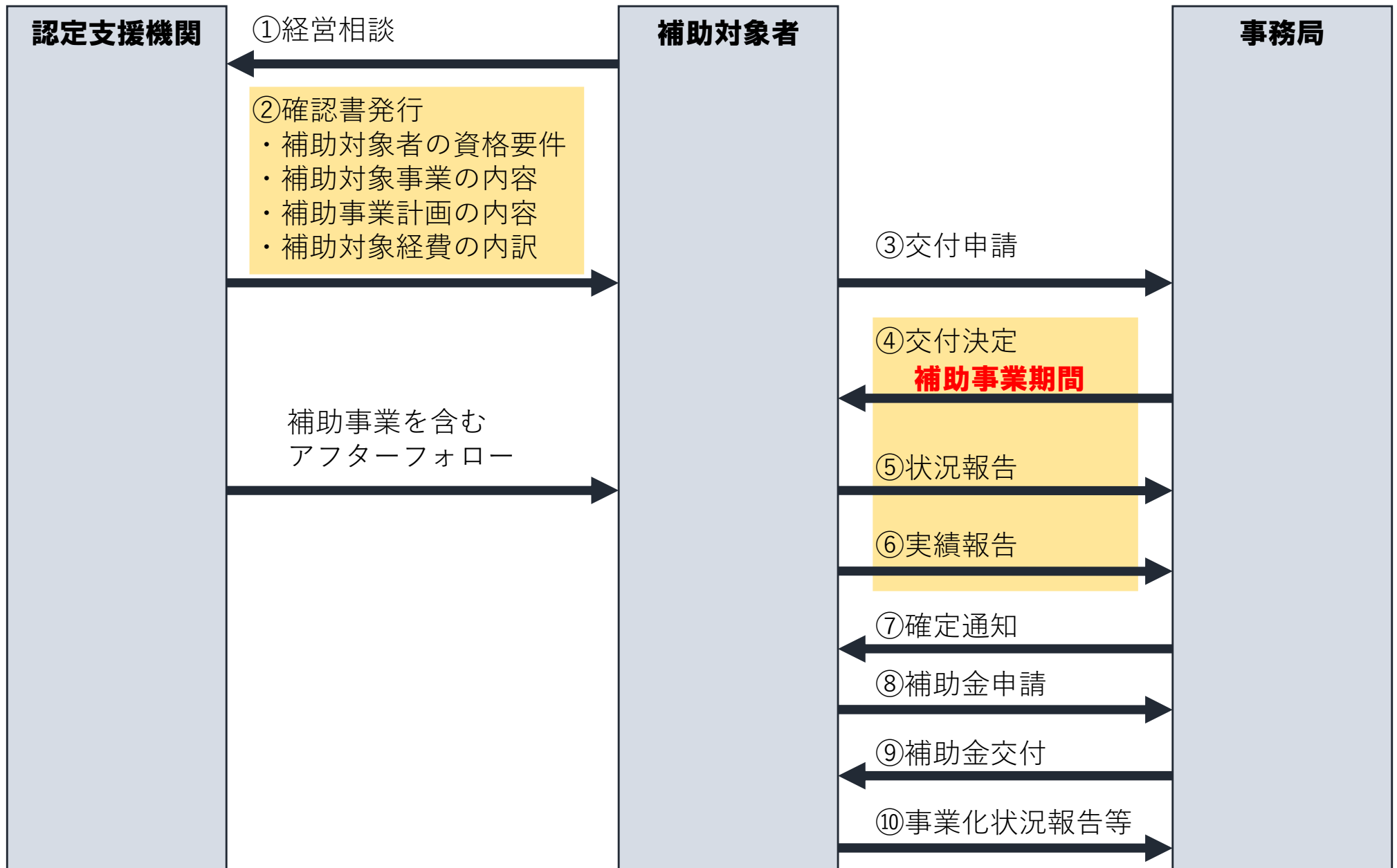
補助上限額、補助率等

類型	補助率	補助下限額	補助上限額
創業支援型 経営者交代型 M&A型	補助対象経費の1/2 または2/3（注1）	100万円	600万円 または800万円（注2）

（注1）小規模事業者、営業利益率低下、直近決算期が赤字、再生事業者、いずれかの場合、2/3

（注2）・補助事業期間終了時に、事業場内最低賃金が地域別最低賃金+30円以上の賃上げをした場合
・ただし、600万円超～800万円の補助率は1/2

「経営革新事業」③ 事業実施スキーム



➤ 廃業・再チャレンジ事業には、**併用申請**と**再チャレンジ申請**がある

	承継者	非承継者
M&Aの実行前、実行時	<p>M&Aで事業を譲り受ける際の廃業 既存事業、または譲り受けた事業の一部を廃業する場合</p> <p>専門家活用事業と併用申請</p>	<p>M&Aで事業を譲り渡す際の廃業 手元に残る事業を廃業する場合</p> <p>専門家活用事業と併用申請</p> <p>M&Aで事業を譲り渡せなかった 廃業・再チャレンジ 新たな需要の創造、雇用創出に資する新たなチャレンジのために、既存事業を廃業する場合</p> <p>再チャレンジ申請</p>
事業承継の実行後	<p>事業承継で事業を譲り受けた後の廃業 新たな取り組みを実施するにあたり、既存事業、または譲り受けた事業の一部を廃業する場合</p> <p>経営革新事業と併用申請</p>	

➤ 廃業・再チャレンジ事業の対象事業は「補助事業期間内にM&A・廃業を完了させること」

補助対象事業の要件

併用申請	再チャレンジ申請
<p>補助事業期間終了日までにM&Aまたは廃業が完了</p> <p>▼廃業に伴い求められる行動</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業承継後の新たな取り組み M&Aによって他者から事業を譲り受ける M&Aによって他者に事業を譲り渡す 	<p>補助事業期間終了日までに廃業が完了</p> <p>▼廃業に伴い求められる行動</p> <ul style="list-style-type: none"> 2020年以降に売り手としてM&Aに着手し、6ヵ月以上取り組んでいること 廃業後に再チャレンジ <p>※ 再チャレンジとは 地域の新たな需要の創造、雇用の創出に資する新たな活動</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たに法人を設立 個人事業主として新たな事業活動を実施 自身の知識や経験を活かせる企業への就職や社会への貢献等

「廃業・再チャレンジ事業」の補助対象事業とは

併用申請	再チャレンジ申請
<ul style="list-style-type: none"> 非承継者がおこなう事業承継やM&Aに伴う廃業 承継者がおこなう経営革新等に伴う廃業 <p>(廃業登記、在庫処分、建物や設備の解体、原状回復)</p>	<p>新たなチャレンジのためにおこなう既存事業の廃業 (廃業登記、在庫処分、建物や設備の解体、原状回復)</p>

➤ 補助上限額は150万円、ただし廃業支援費の上限は50万円

補助対象経費

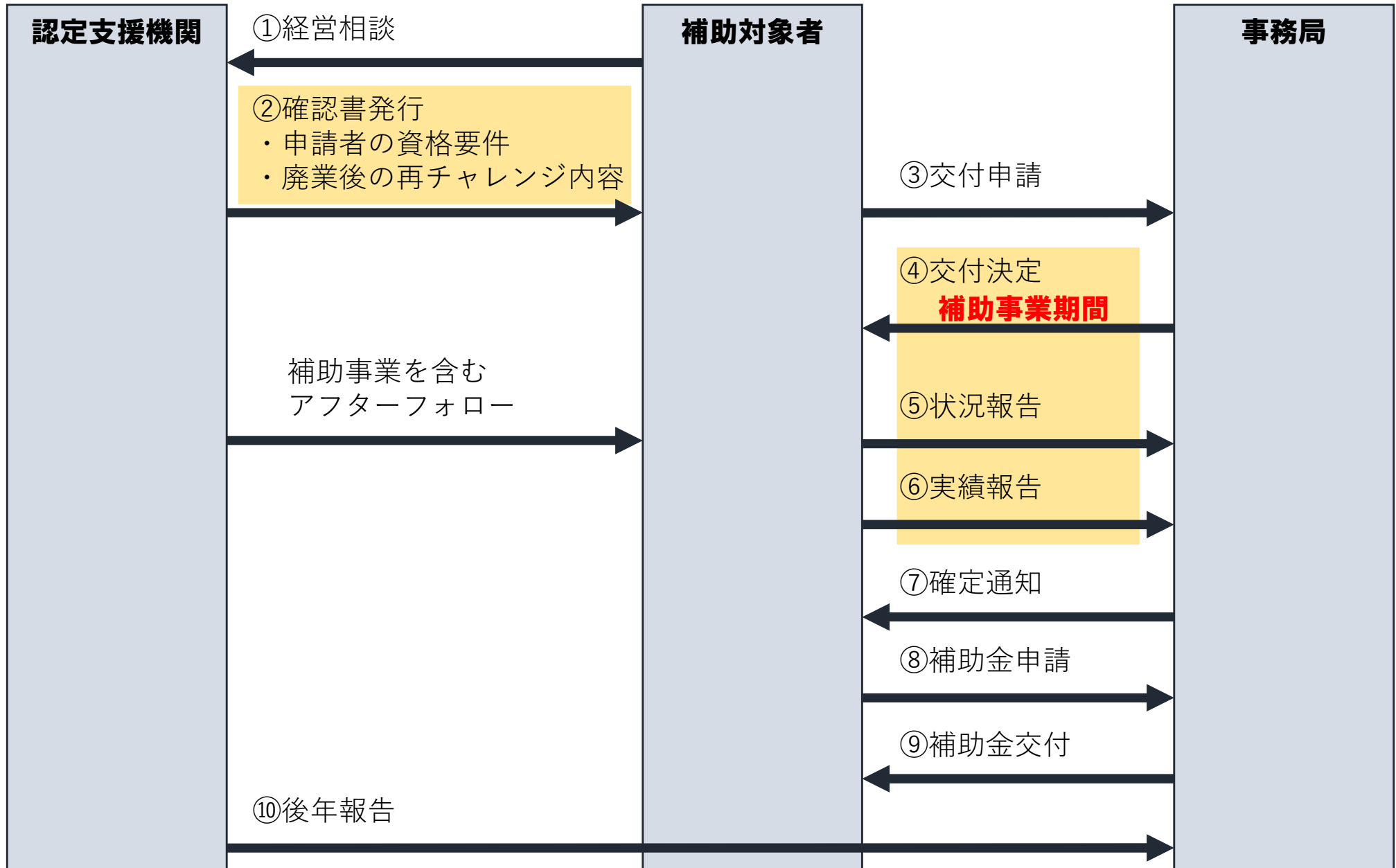
廃業支援費 (補助上限額は50万円)	<ul style="list-style-type: none"> ● 廃業に関する登記申請手続きに伴う司法書士などに支払う作成経費 ● 解散事業年度・清算事業年度・残余財産確定事業年度における会計処理や税務申告に係る専門家活用費用 ● 清算業務に関与する人件費
在庫廃棄費	<ul style="list-style-type: none"> ● 既存の事業商品在庫を専門業者に依頼して処分した際の経費 ※ 商品在庫などを売却して対価を得る場合の処分費は、対象外
解体費	<ul style="list-style-type: none"> ● 既存事業の廃止に伴う建物・設備などの解体費
原状回復費	<ul style="list-style-type: none"> ● 借りていた設備などを返却する際に義務となっていた原状回復費用
リースの解約費	<ul style="list-style-type: none"> ● リースの解約に伴う解約金・違約金
移転・移設費用 (併用申請のみ)	<ul style="list-style-type: none"> ● 効率化のための設備などを移転・移設するために支払わされる経費

補助率と補助上限額

類型	補助率	補助下限額	補助上限額
再チャレンジ申請	補助対象経費の2/3以内	50万円	150万円以内

※ 併用申請は、各事業における補助率に従う

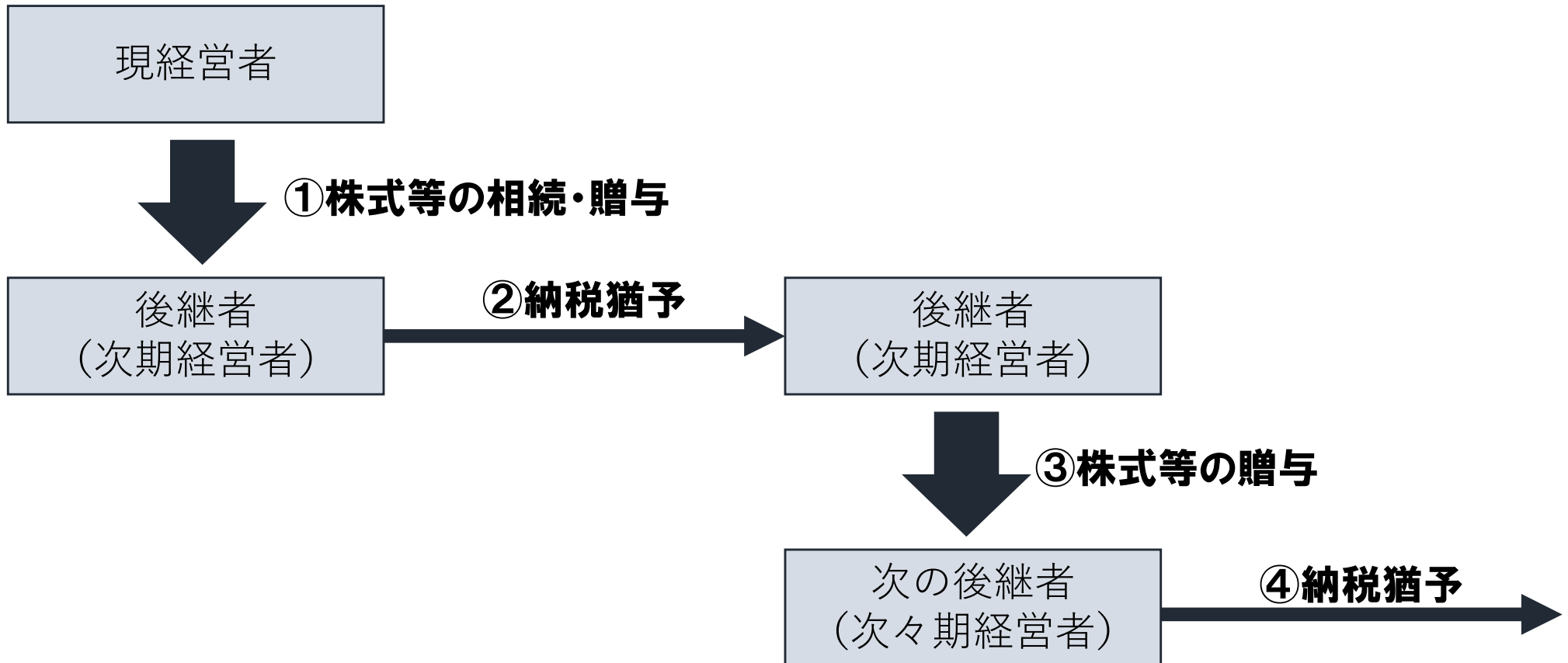
「廃業・再チャレンジ事業」④ 事業実施スキーム



事業承継税制(特例措置)

申請受付期間	通年
問い合わせ先	経済産業省 商工業局 経営支援課 TEL：052-954-6332

- 後継者が株式等を贈与・相続により取得した場合、贈与税・相続税の納税が猶予、または免除される制度



➤ 納税猶予制度の適用を受けるには、対象会社、先代経営者、後継者の要件がある

納税猶予制度の認定要件の抜粋(贈与税の場合)

対象会社要件

- 中小企業であること。
- 資産保有型会社又は資産運用型会社に該当しないこと。
- **常時使用従業員数が1人以上**であること。 他

(贈与者)先代経営者の要件

- 先代経営者がその会社の代表者であった期間内のいずれかの時及びその贈与直前において、先代経営者と先代経営者の親族などで**総議決権数の過半数を保有**しており、かつ**これらの者の中で最も多くの議決権を有する者**であったこと。
- 会社の代表者であったこと。
- 贈与時に代表者を退任していること。 他

(受贈者)後継者要件

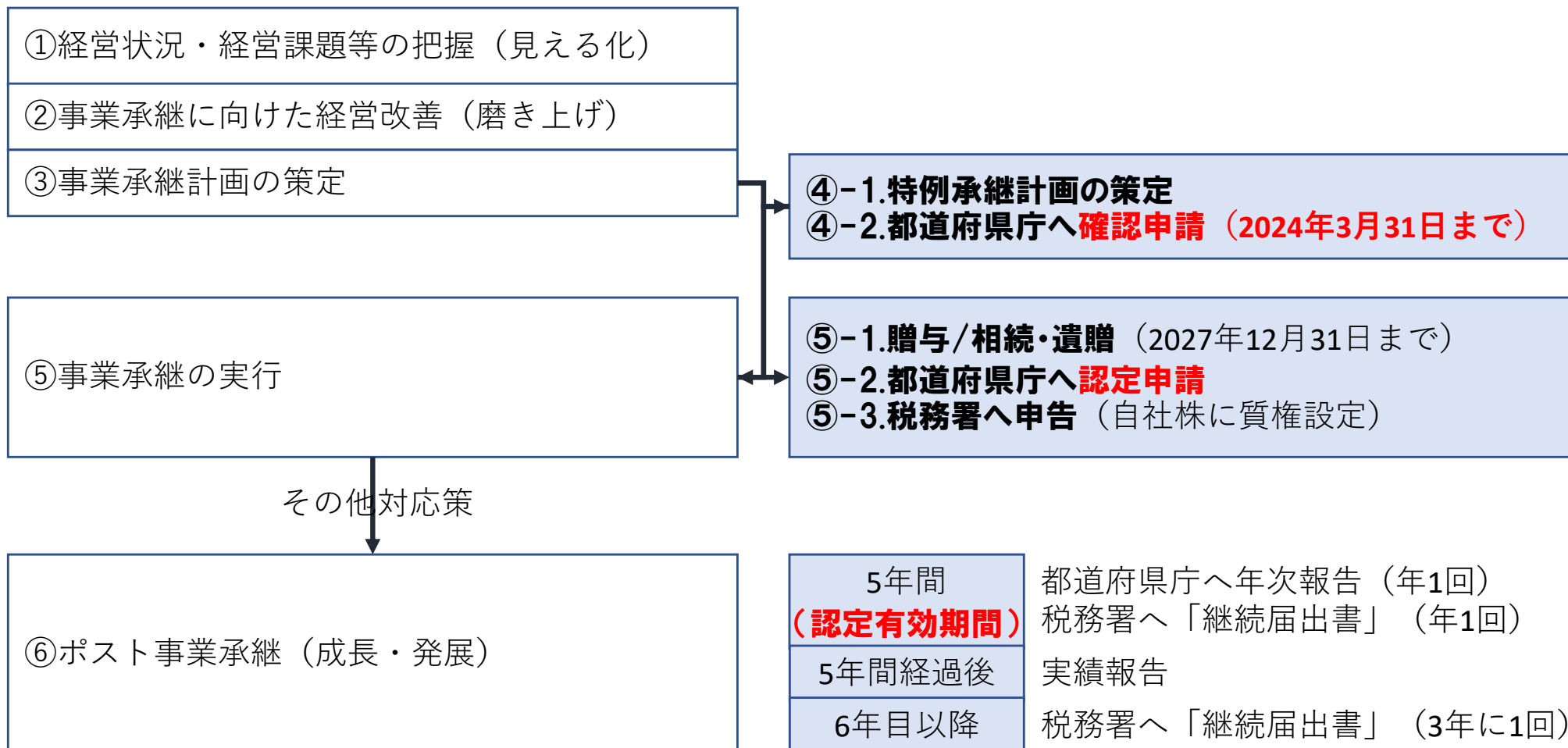
- 贈与時に**18歳以上**の代表者であり、かつ、贈与の直前において**3年以上役員である**こと。
- (後継者一人の場合) 同族関係者の中で最も多くの議決権数を有していること。
- (後継者複数の場合) 各後継者が**10%以上**の議決権を有し、かつ、各後継者が同族関係者のうちいずれかの者が有する議決権の数をも下回らないこと。 他

※全要件は「経営承継円滑法申請マニュアル」を参照

➤ 事業承継税制の手続きは、事業承継の流れの一部

事業承継の流れ

事業承継税制の流れ



➤ 認定有効期間後、次の後継者に贈与すると猶予税額が免除される

猶予税額が免除される場合

認定有効期間後に免除

- **次の後継者へ贈与**
- 会社の倒産
- 同族関係者以外の者に株式等を全部譲渡（譲渡対価等を上回る税額を免除） 等

認定有効期間内であっても免除

- 後継者の死亡
- 先代経営者の死亡（※）

猶予税額を納税する場合

認定有効期間内のみ

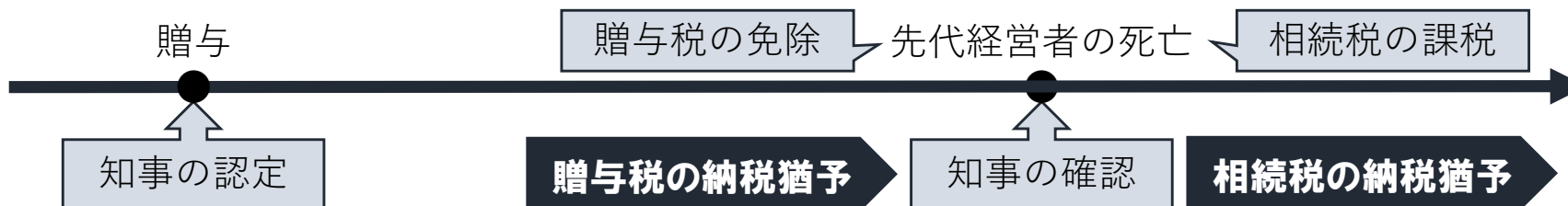
- 後継者が代表権を有しないこととなった場合
- 同族で過半数の議決権を有しなくなった場合
- 同族内で後継者より多くの議決権を有する者がいる場合

認定有効期間後も適用

- 株式等を譲渡した場合
- 会社が解散した場合
- 資産保有型会社等に該当した場合 等

（※）贈与税の納税猶予中に贈与者が死亡した場合

先代経営者が死亡した場合、猶予された贈与税は免除、贈与時の価額で相続税が課税される都道府県知事の確認（切替確認）を受けることで、相続税の納税猶予を受けることができる



経営改善計画策定支援(通常枠)

申請受付期間	通年
問い合わせ先	愛知県中小企業活性化協議会（名古屋商工会議所） TEL：052-223-6953

- 金融機関からの支援を見込める中小企業が対象
- 認定支援機関から経営改善計画策定の支援を受ける

制度概要(通常枠)

財務上の問題を抱え、自ら経営改善計画等の策定が困難な中小企業等を対象に、認定支援機関が経営改善計画策定支援をおこなうことにより、経営改善・事業再生・再チャレンジを促進することを本制度の目的とする

※ 「中小版GL枠」は全国銀行協会が主導

対象事業者

経営改善計画の策定支援を受けることにより、金融機関からの支援（条件変更や新規融資等）が見込める中小企業・小規模事業者

※ 過去に経営改善計画策定支援を利用した者は対象外

※ 過去に本制度を利用したが、新型コロナウイルス感染症、ウクライナ情勢、原油価格の高騰等の影響を受け業績が悪化した者は対象

支払費用

補助対象経費	補助率	上限金額
● 計画策定支援 ● デューデリジェンス	2/3	200万円
● 伴走支援	2/3	100万円
● 金融機関交渉	2/3	10万円

計310万円が
一般的

➤ 認定支援機関と連名で中小企業活性化協議会に申請・報告

①利用申請	● 認定支援機関と連名で中小企業活性化協議会に申請手続き
②審査、助言等	● 中小企業活性化協議会は、申請者と認定支援機関に対し、経営改善計画の策定にあたっての留意事項等を説明、助言
③外部委託	● 不動産鑑定業務等は外部委託ができる
④通知、承諾	● 中小企業活性化協議会が、費用負担することが適切と判断した場合、利用申請書を提出した認定支援機関に通知、認定支援機関は承諾書を提出
⑤ 計画策定支援・合意形成	● 経営改善計画について、金融機関から同意を得る
⑥計画に係る支払申請等	● 経営改善計画策定支援事業費用支払申請書を認定支援機関と連名で申請手続きする
⑦ 伴走支援	● 申請者と認定支援機関は、計画内容に応じた期間（原則として3年）、伴走支援レポート等を提出し、中小企業活性化協議会に報告する
⑧伴走支援費用支払い等	● 申請者は伴走支援の実施を受けるごとに、中小企業活性化協議会に対し、伴走支援費用支払申請書等を認定支援機関と連名で申請手続きする

※ 経営改善計画策定支援の利用申請の有効期限は、申請が受理された日から2年を経過した日

➤ 金融機関から条件変更等の金融支援を得られるレベルにする

経営改善計画の水準

- 金融機関から条件変更等の金融支援を得られる水準
- 経営改善（経営課題の明確化、具体的なアクションプランの策定など）の実現可能性を高める内容

経営改善計画の内容

①ビジネスモデル俯瞰図	②会社概要表 株主、役員構成、 役員等との資金貸借、沿革等	③資金繰実績表
④経営改善計画に関する 具体的施策および実施時期	⑤実施計画(アクションプラン) 伴走支援計画(3年程度)	⑥資産保全表
⑦貸借対照表、損益計算書、 キャッシュフロー計算書等 計数計画	⑧金融支援の依頼内容 (条件変更、融資行為等)	その他

事業再構築補助金

※ 本資料は、第9回の公募要領を基に作成しています

申請受付期間	(令和4年度実績) 第9回 令和5年2月15日～令和5年3月24日18:00
問い合わせ先	事業再構築補助金事務局コールセンター TEL：<ナビダイヤル> 0570-012-088 <IP電話用> 03-4216-4080

➤ ポストコロナ・ウィズコロナに対応する事業再構築を支援するため

補助対象事業の要件

①事業再構築要件

類型	概要	該当要件
新分野展開	主たる業種・主たる事業を変更することなく 、新たな製品・サービスを新たな市場に進出する	総売上高の1/10以上
業種転換	新たな製品を製造、新たなサービスを提供することにより、 主たる業種を変更する	売上高構成比が最も高い業種となる
事業転換	主たる業種を変更することなく、 主たる事業を変更する	売上高構成比が最も高い事業となる
業態転換	製品・サービス等の 製造方法または提供方法を変更 する	総売上高の1/10以上
事業再編	組織再編行為（合併、会社分割、株式交換、株式移転、事業譲渡）等をおこない、新たな事業形態のもとに、新分野展開、事業転換、業種転換、業態転換のいずれかをおこなう	新分野展開、事業転換、業種転換、業態転換に準ずる

②売上高等減少要件

2020年4月以降の連続する6ヵ月間のうち、任意の3ヵ月の合計売上高が、コロナ以前（2019年または2020年1～3月）の同3ヵ月の合計売上高と比較して10%以上減少

③認定支援機関要件

事業計画を認定支援機関と相談の上、策定する

- 従業員規模に応じて、補助上限額を設定
- 補助対象経費には、広告宣伝・販売促進費、研修費も含まれる

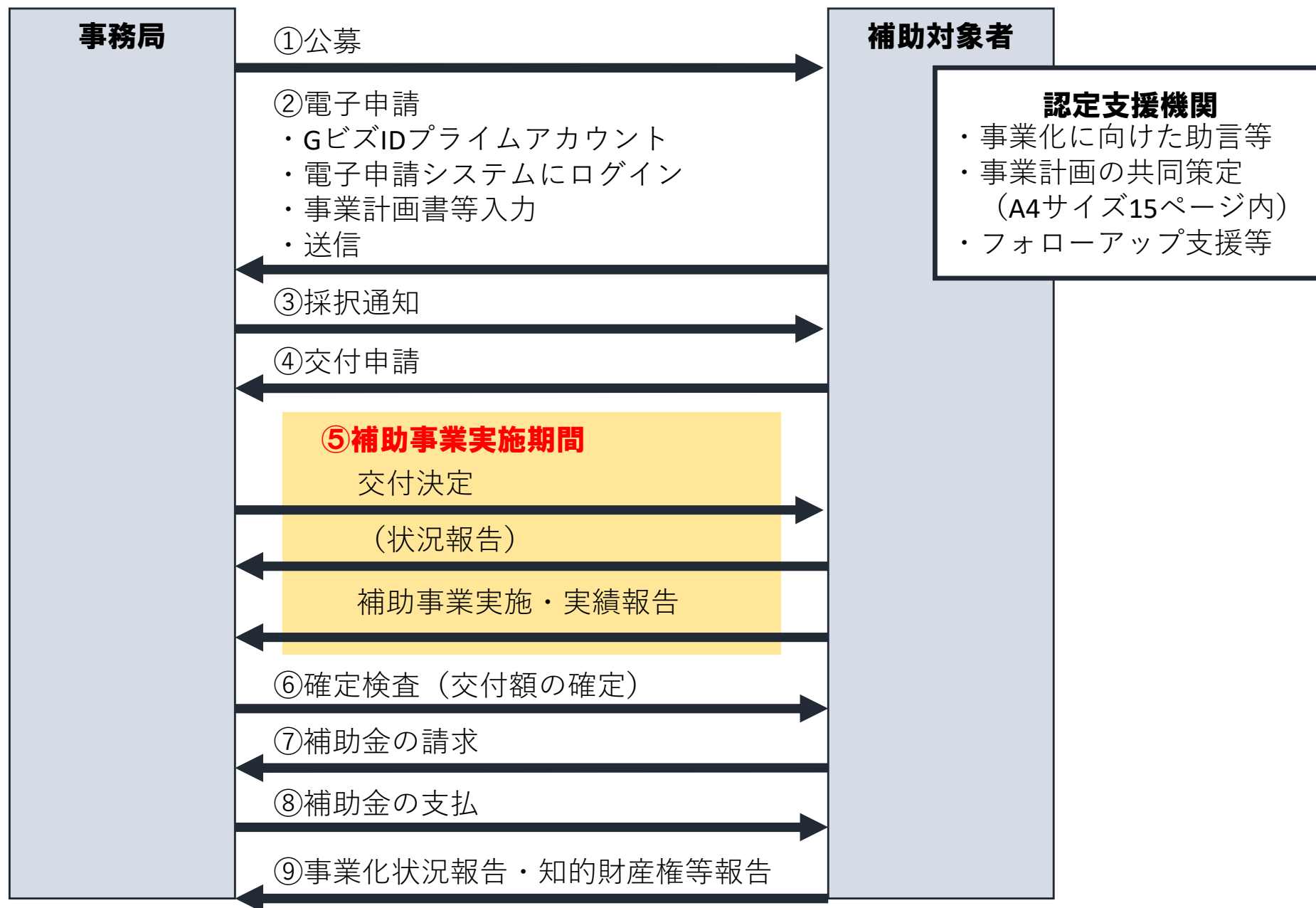
補助上限額と補助率（通常枠の場合）

従業員	補助額	補助率
20人以下	100万円～2000万円	中小企業：2/3（6000万円超は1/2） 中堅企業：1/2（4000万円超は1/3）
21～50人	100万円～4000万円	
51～100人	100万円～6000万円	
101人以上	100万円～8000万円	

補助対象経費（抜粋）

機械装置・システム構築費	● 補助事業のために使用される機械装置、製作、専用ソフトウェア、情報システムなどの購入・構築、借用に要する経費
建物費	● 補助事業のために使用される建設・改修、建物撤去、原状回復、移転費等
技術導入費	● 補助事業に必要な知的財産権等の導入に要する経費
専門家経費	● 補助事業のために依頼した専門家に支払われる経費
広告宣伝・販売促進費	● 広告作成、媒体掲載、展示会出展、市場調査、営業代行利用等に係る経費
研修費	● 本事業の遂行のために必要な教育訓練や講座受講等に係る経費

※その他に、運搬費、外注費、クラウドサービス利用費、知的財産権等関連経費（ものづくり補助金と同じ）



ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金 (通称:ものづくり補助金)

申請受付期間	14次 令和5年3月24日～令和5年4月19日17:00
問い合わせ先	ものづくり補助金事務局サポートセンター TEL: 050-8880-4053

➤ 革新的サービス開発、試作品開発、生産プロセス改善など、生産性向上の設備投資等を支援

各申請枠の概要

申請枠	概要	補助金額
通常枠	革新的な製品・サービス開発または生産プロセス・サービス提供方法の改善に必要な設備投資等	最大 1,250万円
回復型賃上げ・雇用拡大枠	業況が厳しいながら賃上げ・雇用拡大に取り組む 事業者がおこなう 革新的な製品・サービス開発、生産プロセス等の改善に必要な設備投資等	
デジタル枠	DX(デジタルトランスフォーメーション)に資する改善 に必要な設備投資等	
グリーン枠	温室効果ガスの排出削減に資する 革新的な製品・サービス開発、炭素生産性向上を伴う生産プロセスの改善等に必要な設備投資等	最大 4,000万円
グローバル市場開拓枠	海外事業の拡大・強化等 を目的とした製品・サービス開発、生産プロセス・サービス提供方法の改善に必要な設備投資等	最大 3,000万円

基本要件

以下の要件をすべて満たす3～5年の事業計画を策定することが必要

- ・ 事業計画期間において、**給与支給総額**を年率平均1.5%以上増加
- ・ 事業計画期間において、**事業場内最低賃金**を毎年地域別最低賃金+30円以上
- ・ 事業計画期間において、事業者全体の**付加価値額**を年率平均3%以上増加

※ 申請時点で、申請要件を満たす賃金引上げ計画を策定

※ 基本要件未達の場合の返還義務に同意が必要

※ 補助事業の実施場所（工場や店舗等）を有していることが必須

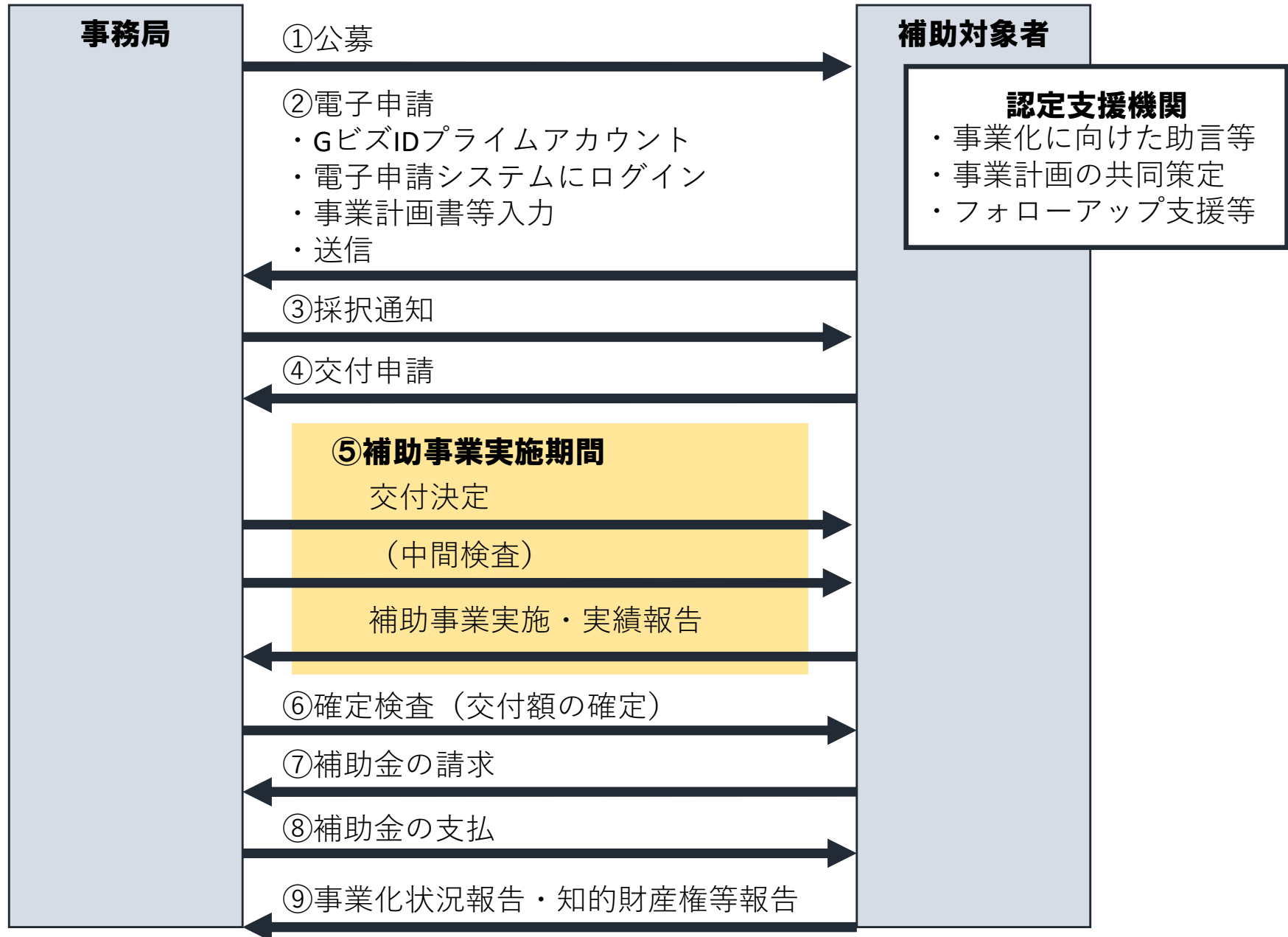
➤ 設備投資が必須、単価50万円以上の機械装置等の取得

機械装置・システム構築費	<ul style="list-style-type: none"> ● 補助事業のために使用される機械装置、工具、器具の購入、製作、借用に要する経費 ● 補助事業のために使用される専用ソフトウェア、情報システムなどの購入・構築、借用に要する経費
技術導入費	● 補助事業に必要な知的財産権等の導入に要する経費
専門家経費	● 補助事業のために依頼した専門家に支払われる経費
運搬費	● 運搬料、宅配、郵送料に要する経費
クラウドサービス利用費	● クラウドサービスの利用に関する経費
原材料費	● 試作品の開発に必要な原材料および副資材の購入に要する経費
外注費	● 加工や設計・検査等の一部を外注（請負、委託等）する場合の経費
知的財産権等関連経費	● 特許権等の知的財産権等の取得に要する弁理士の手続代行費用

補助上限額と補助率（通常枠の場合）

従業員	補助金額	補助率
5人以下	100万円～750万円	1/2 小規模企業者・小規模事業者、 再生事業者は 2/3
6～20人	100万円～1000万円	
21人以上	100万円～1250万円	

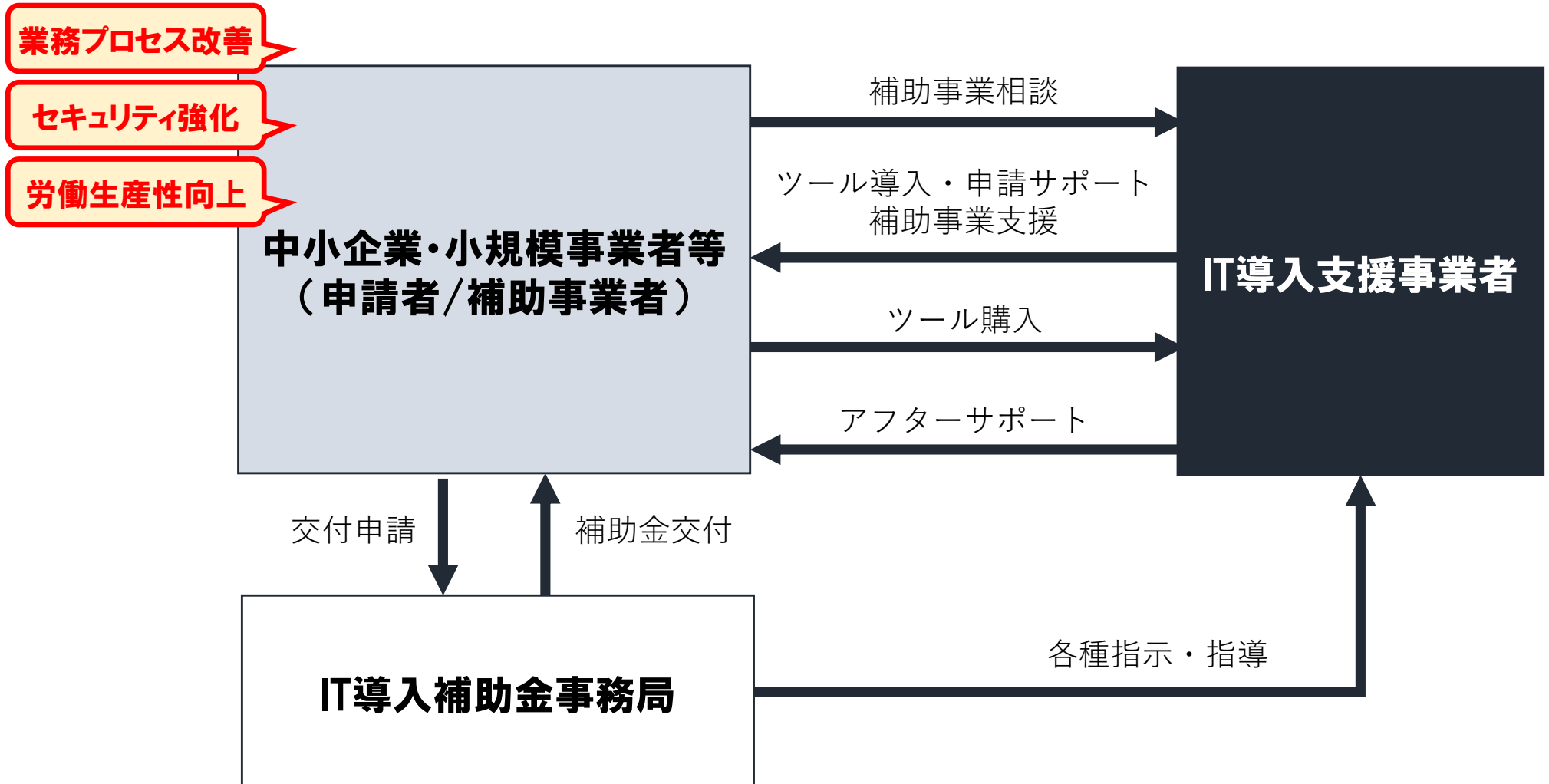
※小規模企業者・小規模事業者とは
 製造業その他・宿泊業・娯楽業の場合
 →20人以下
 卸売業・小売業・サービス業の場合
 →5人以下



IT導入補助金

申請受付期間	通常枠	1次締切分	締切日2023年4月25日17:00
		2次締切分	締切日2023年6月2日17:00
	セキュリティ対策推進枠	1次締切分	締切日2023年4月25日17:00
		2次締切分	締切日2023年6月2日17:00
	デジタル化基盤導入枠	1次締切分	締切日2023年4月25日17:00
		2次締切分	締切日2023年5月31日17:00
		3次締切分	締切日2023年6月2日17:00
問い合わせ先	サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター TEL：<ナビダイヤル> 0570-666-424 <IP電話用> 042-303-9749		

➤ IT導入支援事業者が事務局に提出する申請・手続きをサポート



➤ A類型は業務プロセスを1以上、B類型は業務プロセスを4以上

- A類型 共P-01～各業種P-06のうち、1種類以上の業務プロセスを保有するソフトウェアを申請
- B類型 共P-01～汎P-07のうち、4種類以上のプロセスを保有するソフトウェアを申請

	種別	Pコード	プロセス名
業務プロセス	共通プロセス	共P-01	顧客対応・販売支援
		共P-02	決済・債権債務・資金回収
		共P-03	供給・在庫・物流
		共P-04	会計・財務・経営
		共P-05	総務・人事・給与・労務・教育訓練・法務・情シス
	業種特化型プロセス	各業種P-06	業種固有プロセス
汎用プロセス		汎P-07	汎用・自動化・分析ツール

補助対象経費区分	ソフトウェア費、導入関連費
補助率	1/2以内
類型および補助上限額	A類型：5万円～150万円未満 B類型：150万円～450万円

セキュリティ対策推進枠

➤ 「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」掲載のサービスが対象

補助対象経費区分	サービス利用料（最大2年分）
補助率	1/2以内
類型および補助上限額	5万円～100万円

デジタル化基盤導入枠

➤ ソフト（会計,受発注,決済,EC）、PC・タブレット、レジ・券売機等の導入

	ITツール		PC・タブレット等	レジ・券売機
機能要件	会計・受発注・決済・ECのうち1機能以上	会計・受発注・決済・ECのうち2機能以上	左記ITツールの使用に資するもの	
補助額	5万円～50万円	50万円超～350万円	～10万円	～20万円
補助率	3/4以内	2/3以内	1/2以内	

小規模事業者持続化補助金

申請受付期間	第12回 令和5年6月1日まで 第13回 令和5年9月7日まで
問い合わせ先	商工会議所地区 TEL：03-6632-1502

➤ 商工会・商工会議所の支援を受けながらおこなう販路開拓等

対象となる小規模事業者とは

商業・サービス業（宿泊業・娯楽業除く）	常時使用する従業員数5人以下
宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員数20人以下
製造業その他	常時使用する従業員数20人以下

申請類型は6種

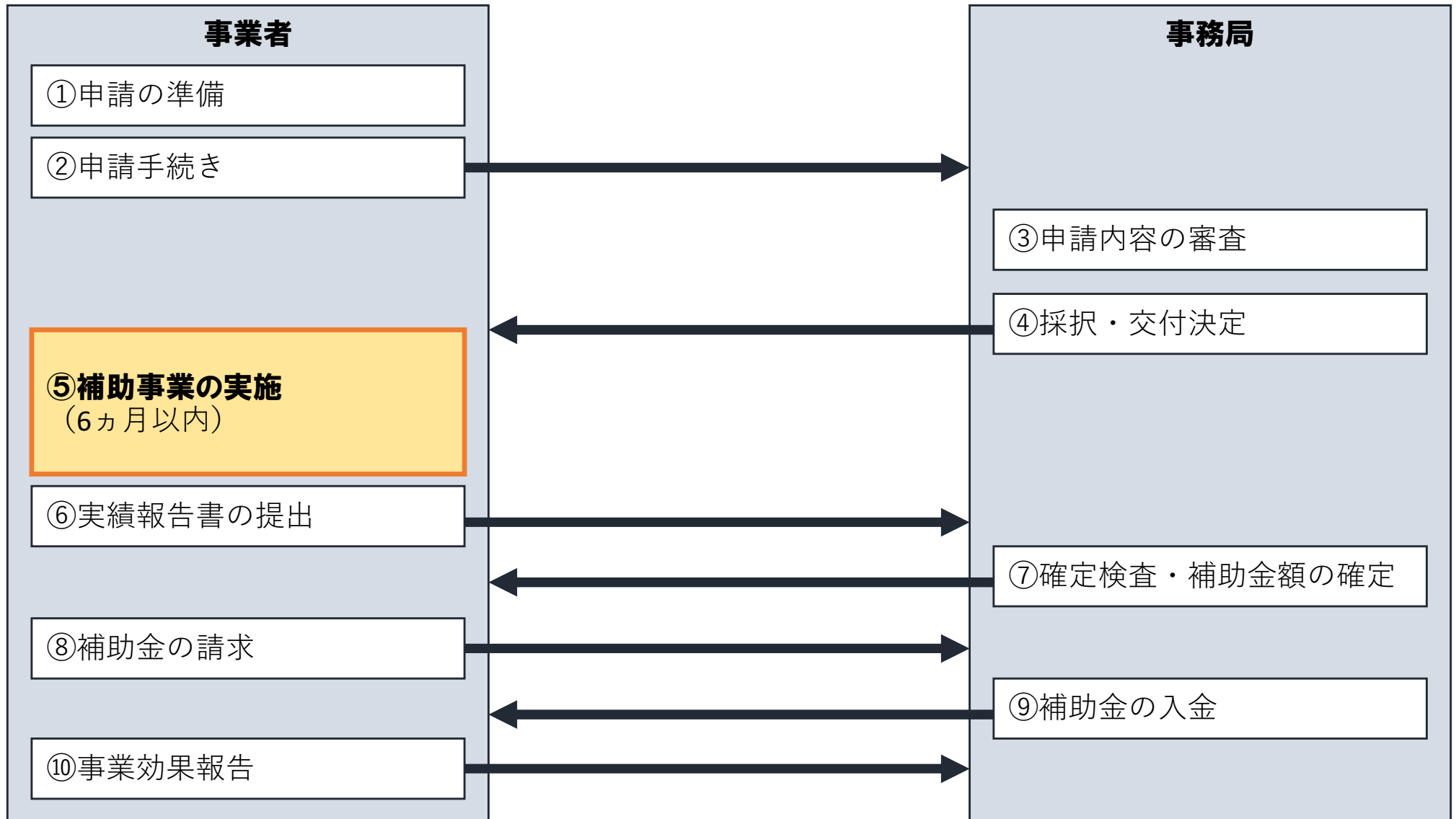
通常枠	小規模事業者自らが作成した経営計画に基づき、 商工会・商工会議所の支援を受け ながらおこなう販路開拓等の取組を支援
賃金引上げ枠	販路開拓の取組みに加え、事業場内最低賃金が地域別最低賃金より+30円以上である小規模事業者
卒業枠	販路開拓の取組みに加え、雇用を増やし小規模事業者の従業員数を超えて事業規模を拡大する小規模事業者
後継者支援枠	販路開拓の取組みに加え、アトツギ甲子園においてファイナリストに選ばれた小規模事業者
創業枠	産業競争力強化法に基づく「特定創業支援等事業の支援」を受け、販路開拓に取り組む創業した小規模事業者
インボイス枠	免税事業者であった事業者が、新たにインボイス発行事業者として登録し、販路開拓に取り組む小規模事業者

➤ 販路開拓が主たる目的であり、ウェブサイト関連費は補助金総額の1/4が上限

補助対象経費科目	活用事例
機械装置等費	補助事業の遂行に必要な製造装置の購入等
広報費	新サービスを紹介するチラシ作成・配布、看板の設置等
ウェブサイト関連費	ウェブサイトやECサイト等の構築、更新、改修、開発、運用に係る経費
展示会等出展費	展示会・商談会の出展料等
旅費	販路開拓（展示会等の会場との往復を含む）等をおこなうための旅費
開発費	新商品の試作品開発等に伴う経費
資料購入費	補助事業に関連する資料・図書等
雑役務費	補助事業のために臨時に雇用したアルバイト・派遣社員費用
借料	機器・設備のリース・レンタル料（所有権移転を伴わないもの）
設備処分費	新サービスをおこなうためのスペース確保を目的とした設備処分等
委託・外注費	店舗改装など自社では実施困難な業務を第三者に依頼

	通常枠	賃金引上げ枠	卒業枠	後継者支援枠	創業枠	インボイス枠
補助率	2/3					
補助上限	50万円	200万円			100万円	

➤ 商工会・商工会議所の支援を直接受けながら取り組む



株式会社日税経営情報センター

企業情報部 向川(むかいがわ) 敏秀

〒163-1529

東京都新宿区西新宿1-6-1

新宿エルタワー2階

TEL：03-3345-0600

FAX：03-6756-9861

E-mail：mukaigawa@nichizei.com

株式会社日税経営情報センター

統括本部 企業情報部 シニアマネージャー

向川敏秀

大学卒業後、住宅メーカーに入社。不動産活用の企画営業に従事。その後、ITベンチャー企業で新規事業開発、電機メーカーでマーケティング業務に携わる。

2008年から経営コンサルティング会社に勤務。将来性、成長性が不透明な企業に対して、中期事業計画策定、事業再構築、新規事業開発のプロジェクトを立案、推進する。また、経営力の持続的成長のために組織開発、人材育成にも注力し、企業研修講師として多数登壇実績を持つ。

2022年1月より日税経営情報センターにて中小企業の事業承継コンサルティング業務、補助金申請支援サポート業務に従事。